

## 中間とりまとめ (案)

### <目次構成・案>

#### I. 委員会における中間とりまとめ

中間とりまとめにあたって

1. 現状とその背景
2. 流域整備の変革の理念
3. 整備計画の基本的な視点
  - 3-1 淀川水系の望ましい姿
  - 3-2 整備計画の基本的な視点
4. 整備計画の方向性
  - 4-1 治水・防災
  - 4-2 利水と河川利用
  - 4-3 環境
  - 4-4 河川整備、維持管理における総合的対応
5. 整備計画策定のあり方
  - 5-1 策定過程での住民意見の反映
  - 5-2 代替案設定とその多面的評価
  - 5-3 計画策定に関する情報の包括的提示
  - 5-4 維持管理のあり方
6. 整備計画推進のあり方
  - 6-1 情報の共有とパートナーシップ
  - 6-2 流域(管理)委員会等の設置
  - 6-3 実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理

#### II. 各部会における中間とりまとめ

琵琶湖部会中間とりまとめ

淀川部会中間とりまとめ

猪名川部会中間とりまとめ

参考資料1：委員、および一般からの意見

参考資料2：淀川流域委員会の検討経緯、委員名簿

## 中間とりまとめにあたって

### 淀川水系流域委員会の目的と特徴

「淀川水系流域委員会」(以下流域委員会)は、国土交通省近畿地方整備局が、平成9年に河川法が改正されたのを受けて、今後の淀川水系の河川整備に当り、地域の住民や学識経験者から幅広く意見を聴き、その意見をもとに「河川整備計画」を作成することを目的として、平成13年2月1日に設置した。流域委員会は委員会および3つの部会(琵琶湖、淀川、猪名川)からなり、53名の委員によって構成されている。

流域委員会の運営は、従来の審議会等と異なる方法で進めており、整備計画策定までの一連の流れが、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることが期待される。

流域委員会の要点は次のとおりである。

準備会議による委員会の構成、メンバー等の決定：4名の有識者からなる準備会議において、委員会の構成、および委員選出を行った。また、委員選出においては新聞等で一般から公募を実施した。委員会は治水、利水、環境、人文、地域の特性に詳しい委員などの幅広い分野の専門家で構成されている。

委員による自主的な運営：委員会の検討内容、進め方等は委員が自主的に決定し、委員会運営に必要な庶務事項を民間企業がサポートしている。

審議のプロセス、内容の情報公開：会議及び会議資料、議事録等はすべて公開し審議の透明性を高めている。

幅広い意見の聴取：会議開催時には、一般傍聴者からの意見聴取を実施するとともに、現地視察・調査の際には、地域の住民の意見を聴くことを行っている。また、委員会では、淀川水系のあり方に関して、一般から公募した意見の中から代表的なものについて発表してもらい、とりまとめの参考としている。

### 中間とりまとめの位置づけと構成

この中間とりまとめは、委員会、部会での検討を踏まえ、河川の整備にあたっての視点、考え方、方向性等を示したものである。

この中間とりまとめをもとに、国土交通省近畿地方整備局において河川整備計画原案が作成される。この原案に対して、流域委員会でさらに詳細な検討を行い、河川整備計画原案に対する意見を最終答申としてまとめる予定である。

## 1. 現状とその背景

淀川水系は世界有数の古代湖である琵琶湖を含む極めて長い歴史のある水系であり、その中で独自の進化をとげた固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、人間も古くから住みつき、水系の恵みを受け、さらにそれを利用して豊かな社会、文化を築いてきた。淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値を持つかけがえのない存在である。

20世紀後半の高度成長期以降の数十年は「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」の社会構造・生活様式をもたらし、地球環境問題を引き起こしている。この間に淀川水系では琵琶湖総合開発、上流ダム群の整備、河道改修事業などが行われたが、それらの整備は多くの効果を流域にもたらず一方で様々な負の問題を引き起こした。

治水面では、人工的に洪水を調節する一方、河道ではできるだけ速く洪水を流下させることを目的として、河道は掘り下げられ、直線化され、「水路」に変わっていった。その結果、洪水の氾濫の頻度は減少し、一定規模までの洪水に対しては安全性が向上したが、堤防直近まで家屋、資産が増大し、かつ、人々の洪水に対する危機意識の低下を招き、脆弱で高い堤防はかえって破堤時の危険性をより大きくしている。氾濫の頻度が減少するにつれて人々は水害の記憶が薄れ、安全であることを過信し、低平地や堤防の直近に住むという事態を招いた。また、環境面、親水面で川と街・堤内地との連続性が遮断された。

利水面では、川の中に堰やダムを整備し、どんどんと遠くなる水源から多くの水を街や農地、工場へと導いた。その結果、水道をひねれば清浄な水が豊富に使える便利な生活をもたらし、産業の発展と相まって世界有数の経済地域へと導いた。湯水の頻度は減少し、給水制限など不便を強いられることも少なくなったが、人々の水に対する想いが薄れ、豊かな水に支えられる生活が当然のこのようになり、大切にありがたく水を使うという節水意識は遠のいた。以前には川を流れていた水は人工の配水管に取り込まれ、下水路を通して川に戻されるなど自然の水循環が変えられ、平常時の水が少なくなる場所や、瀬切れなどの水が無くなる区間が現れた。

利用面では、川は都市に残された数少ない憩いの場、都市空間としての過剰な期待が、無秩序な川の利用を招いた。河川敷は整地され、人工の構造物で覆われた。水面はそれぞれの人間の思いで自らの要望に添う形で“自由”に使用された。この結果、淀川は年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川の形は大きく変えられ、水質の悪化や生物の生息域の減少等を招いている。

環境面では、直線化された河道、コンクリートで固められた護岸など、人工的な構造に変えられた川からは、河川の瀬や淵、なだらかな水際帯、変化に富んだ川原が激減した。また、自然の脈動を感じさせる水位の変化が失われていった。堰やダムが魚の遡上を阻み縦断方向の連続性を減少させ、過度にコントロールされた水位は河川敷の出水時に冠水する面積を大きく減少させた。これらは水質や底質の悪化と相まって、琵琶湖・

淀川水系の生物にとっての環境を大きく悪化させた。「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」のライフスタイルは汚濁物質を安易に川に流すという状況を作り出し、水質の悪化を招いただけでなく、川を汚水を海へ流し込む”排水路”へと変えた。

さらには、多くの和歌に詠まれ、物語の舞台として語り継がれた河川の文化は大きく変質し、安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど消えかけている。淀川水系の持つ豊かで多面的な価値は、地域社会に活力を与え続けてきたが、今、その源となる川の姿が失われようとしている。

数千年にわたり、ゆっくりと築き上げた人と川とのかかわりを、人間はここ数十年の間に急変させ、川の姿を大きく変えてきた。川を中心とする自然の一員としての人間の立場を忘れ、川を制御できると過信し、多くの恵みを育む水を川から奪い、川を人間と一体となった自然と見なそうとしなかった。その結果、淀川水系が持つ多様な価値が大きく損なわれてきている。

## 2. 流域整備の変革の理念

これまでの、河川環境を重視せず、治水、利水・利用を主目的に進められてきた河川整備のあり方や河川をとりまく社会やくらしの大きな変化によって、人と川との関わり、川の姿はこの数十年で大きく変化した。その結果、前項で述べたように、治水、利水、利用、環境すべての面において問題が生じている。特に河川環境については、水量、水質、川の形状、生物の生息、水の連続性などあらゆる面で本来の川らしさが失われており、生物の存在のみならず人間の生存基盤さえ危機的な状況に至っている。

このような危機的な状況を踏まえ、今、我々は、ここ数十年の治水や水資源開発、河川管理のあり方を根本的に転換すべき時期を迎えている。川本来の姿を思い起こし、今までのような人間中心の考え方を換え、川との付き合い方を変えていくべきである。それにより、現在までに失われた淀川水系の多様な価値を回復し、保全していくとともに、自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。

### 川と人とのかかわりの変革

- ・人の生活の利便性や効率のために、「川を制御し、拘束する」という考え方から、川が持つ自然の変化（リズム、変動、動き）を尊重し、共生する考え方へ
- ・水を速く流す、汚れを流すための、人間中心の人工的な空間としての存在から、人間を含めた生物・生態系の総体として流域全体の財産へ

### 人の意識の変革

- ・自らのくらしと河川が切り離されていた意識から、「我慢しない生活や危険を考えずにすむ生活が、河川環境の破壊につながっている」という認識
- ・水を使いたいだけ使い、使い捨ててきた暮らし・文化から、水を有限で捨てることのできない貴重な資源として考える暮らし・文化へ

### 水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した川づくりへの変革

- ・どの場所にも同じ手法や基準を当てはめるのではなく、広大な流域のそれぞれの地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間に培われてきた歴史的な経緯などを踏まえた整備へ
- ・物理的、心理的に河川から切り離された地域から、地域の風土・文化が川・湖と結びついている地域へ

### 総合的な判断に基づいた川づくりへの変革

- ・治水、利水、環境といった個々の視点から考えるのではなく、川を人、生物、水などを含めた総体として捉え、その多面的な価値、水系の持つ地理的、歴史・文化的特性を尊重した総合的判断にもとづく川づくりへ
- ・短期的な人間の利用の視点からのみ考えていた川づくりを、河川の持つ多様な価値、役割、恵みを尊重し、長期的な影響や目的を十分に考えた川づくりへ

### 3 . 整備計画の基本的な視点

#### 3 - 1 淀川水系の望ましい姿

損なわれた淀川水系の多様な価値を回復し、保全するとともに、自然と上手につきあい、流域に住む人々や生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けるため、以下のような淀川水系の姿を目指すべきである。

##### ( 1 ) 変化に富んだ自然豊かな水系

- ・ 河川の形状、水量・水位、生態系、景観を含めて変化に富んだ水系。流域全体の健全な水循環・物質循環を保つ水系を目指す。
- ・ 例えば、「豊かな水量が流れ、適切な水位の変動がある川」「源流から川、海へと連続性が保たれている川」「蛇行し、瀬や淵の変化に富んだ川」「水辺が広がり、多様な生物の棲める川」「周辺地域と調和した景観のある川」などが挙げられる。

##### ( 2 ) 自然の力に対して安心できる水系

- ・ 洪水、地震、渇水などの自然の変動に順応し、時として起こる危機的状況には、ハード的な対応に加えソフトな対応、危機管理も含めてしたたかに対応できる水系を目指す。

##### ( 3 ) 安全な水を育む水系

- ・ 1700 万人の飲料水として、また、多様な生物の生存にとって不可欠な安全な水質が確保できる水系。河川、湖沼の水だけでなく、湧水、地下水など水系のすべての水が安全に循環する水系を目指す。
- ・ ゴミの不法投棄のない、汚濁物質が入ってこない水系を目指す。

##### ( 4 ) 憩い、親しみ、学ぶ水系

- ・ 人々が川や湖を身近に感じ、憩い、親しみ、学ぶ水系を目指す。

##### ( 5 ) 地域の多様な社会・文化に活力を与え続ける水系

- ・ 淀川水系が、かつて地域の文化を育んできたように、今後とも地域の多様な社会・文化に活力を与え続けることができる水系を目指す。

### 3 - 2 整備計画の基本的な視点

#### ( 1 ) 流域全体を視野にいれた検討

<問題認識：いままで>

- ・ 流域は水の循環により密接につながっているが、行政の縦割り主義の弊害などにより、治水や水質保全などの問題を、川の中だけで対応を考えてきた。このことは、例えば低湿地に集積が進んだ家屋を守るため、堤防を積み上げ、河道を開削し、多数のダムを建設するなど、川へ過大な負担と過剰な対応を招いた。
- ・ 一方で、財政状況が悪化してきており、堤防の整備が計画通りに進まない、水質改善の速度が上がらない状況を見ると、川だけでなく森林や都市なども含めて流域全体として対応することが、財政的にも時間的にも、社会全体としての効果的、効率的である。
- ・ 流域とのつながりの視点の軽視は、海から川を通じて森に至る連続性や、川と街、水田等の連続性の欠如、水・物質循環の喪失をもたらし、生態系や生息環境の変貌、自然浄化機能の低下を招いた。

<転換の方向：これから>

- ・ すべてを川に頼り、押し込めてきたこれまでのあり方から、川だけでなく流域全体で対応する方向に転換すべきである。
- ・ 流域を含めた健全な水循環、物質循環を再生することが重要である。
- ・ そのためには、河川へ流入する汚濁負荷の低減、洪水等を視野に入れた土地利用のあり方、流域全体での一貫的土砂管理の検討など、川だけでなく流域を含めたあり方の検討を行うべきである。

#### ( 2 ) 社会的な視点を含めた検討

<問題認識：いままで>

- ・ 河川整備の重要な課題は治水であり、工学的なアプローチが解決の有効な手段であった。
- ・ 歴史・文化等の配慮、環境問題への配慮、流域全体への視点の付加などを行うには、工学的アプローチのみでは限界がある。多くの知識、幅広い仕組みづくりが求められている。

<転換の方向：これから>

- ・ 従来の工学的なアプローチに加え、社会的な視点を含めた総合的な対応を検討する。
- ・ 大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、それを促がす河川整備のあり方の検討を行う。
- ・ 法制度、社会的な仕組み等の整備を行う。

河川に対する意識（危機意識、畏怖の念等）の醸成を図る。

### （３）長期的な視点を含めた検討

<問題認識：いままで>

- ・ これまでは急速に成長する都市や産業、生活水準の要求に応えるため、治水や利水面で河川整備に短期的な成果、緊急的な対応が期待された。
- ・ そのことは関西を世界でも有数の経済地域、生活水準の高い地域に押し上げる要因となったが、一方で、短期的な視点でのみ計画を捉え、計画期間を越えるスパンでの影響や構造の変化などが見過ごされてきたこと、環境への影響の確認を怠ったことなどが生じる要因となった。
- ・ 一方で、生態系への影響、地球環境問題への考慮など河川整備計画で考慮すべき新たな事項を考えるにあたっては、計画のスパンを越えた時間軸の考慮が求められるようになった。

<転換の方向：これから>

- ・ 20～30年の計画期間を中心とした検討から、それぞれの課題に応じた時間軸を設定し、長期的な影響を考慮した河川のあり方を検討すべきである。
- ・ 例えば、生態系、地球環境などの観点からは、影響が表れるのが長期であるものも多く、人間の生存基盤を守ることにつながることから、次世代だけでなく「人類の存在がつづく限り」という長期的視点などを含めるべきである。
- ・ 地球温暖化による気象・水循環の変化を研究し、その変化が確認された場合の計画の見直しのあり方を検討する。また、気候の変動幅が大きくなる可能性を考えた場合には、ある程度余裕を持った計画策定が必要である。
- ・ 社会構造の変化などを考えるにあたって、50年後、100年後を見据えた人口の長期的変動などを視野にいれた計画のあり方の検討、理想的にはどうあるべきかを考えた方向性の検討などを行うべきである。

### （４）計画の進め方の改善

<問題認識：いままで>

- ・ これまでは行政が専門的な知識と人材を生かして、治水、利水のための整備計画を策定し、住民がそれを承認する形を取ってきた。
- ・ 計画の立案、事業の推進は各省、各部局ごとで行われており、それぞれの連携が弱いなど、縦割りの問題が指摘されている。
- ・ 価値観の多様化や環境への配慮などを行うには、これまで以上に地域の環境などを考える上で、住民の知恵、情報が必要であり、地域のコンセンサスが重要となってきた。

<転換の方向：これから>

- ・ 住民が知恵を出し、行政がそれを押し進める。



- ・ 計画の策定から実施、フォローアップに至るまで、すべての段階でのコンセンサスを得るための仕組みをつくる。
- ・ 個々の事業の説明だけでなく、計画の全体的な影響の把握と情報の開示（政策アセス、戦略アセスの実施）を行う。
- ・ 順応的管理の導入を行う。
- ・ 省庁・部局間の横断的連携、市町村等との連携を図る。

## 4 . 整備計画の方向性

### 4 - 1 治水・防災

#### ( 1 ) 洪水

##### 洪水防御の基本的対応

- ・これまで、目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し、脆弱な高い堤防をつくってきたことが、破堤時の危険性をより大きくした。また、流域は都市化が進展しており、下流部では堤防直近や低平地に住宅、事業所等が立地し資産が増大している。
- ・今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。すなわち、人命が損なわれることなく、また、家屋などの資産の損失は可能な限り少なくすることを目標とする。
- ・そのためには、破堤回避対策の実施が必要である。
- ・しかしながら、洪水という自然現象を対象とするため、破堤回避の対策も万全でないことを十分認識し、万が一に備えて危機管理を行う必要がある。
- ・破堤回避対策を実施した場合、降雨状況によっては、ある程度の堤防からの越水を考慮する必要がある。こういった点を考慮した、したたかな街づくりを進める必要がある。
- ・また、ある程度の堤防越水がありうるとした場合、これに対応した社会制度の検討が必要と考えられる。
- ・上下流の問題（琵琶湖・洪水調整ダムの水位管理、狭窄部の開削等）はそれぞれの地域の地理的・歴史的経緯や環境の保全などを踏まえ、総合的に見て最善となる対応を考える必要がある。

##### 設備対策について

- ・破堤回避対策として、次のことを考慮すべきである。
  - a .堤防の強化
    - 強化にあたっては、発生頻度あるいは発生被害程度等、緊急度を考慮し、それぞれの対策地点の特性に応じた、最適な方法を考える必要がある。
  - b .スーパー堤防等
    - 今後、壊滅的な被害の回避を優先的に考えるとすれば、長期的にはスーパー堤防を積極的に採用することについて検討する必要がある。
- ・洪水処理についてはそれぞれの地点で洪水処理目標を設定し、河道改修、遊水池、ダム等の対策を検討する。ダムに関しては、河川の上流から下流にかけての連続性に配慮する。

##### ソフト面の対応

- ・水防組織の構成員の老齢化、人員の減少が懸念される。社会情勢の変化を考慮して、今後のあり方も含めて、組織の強化、あるいは充実の方策を検討する必要がある。

- ・洪水時等の情報提供システム、および情報の周知のあり方について検討する。
- ・河川に対する住民の関心が低く、知識の不足、災害等に対する意識の低下が起きている。こういった点について、普及・啓発といった方策のあり方について検討する必要がある。

具体的な例として、ハザードマップの作成・周知等が考えられる。

- ・洪水により被害が発生した場合の保険、補償等のあり方について検討する。

土地利用のあり方について

- ・現在、河川の堤防周辺に人家密集地域があり、洪水時等には災害発生が懸念される。こういった点に関しては、今後土地利用の制限等を含めた都市計画での対応および法制度の見直しを考えていく必要がある。

## ( 2 ) 高潮

- ・高潮が発生した場合の、被害の予測の実施と対応策の検討を行う。また、迅速な情報伝達を行える体制づくりを検討する。

## ( 3 ) 地震・津波

- ・南海地震の被害の想定とそれに対する対応（堤防の耐震性強化等）を行う。また、避難体制等を含めた津波に対する対応の検討を行う。

## ( 4 ) 土砂災害

- ・土砂災害の主要な事象である山・崖崩れ、土石流、地すべりの移動経路、到達範囲、流下氾濫域に住宅、道路、各種公共施設などの保全対象がある場合には崩壊災害危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所などの危険箇所が指定され、砂防施設をはじめとした構造物による対策とともに避難予警報システムの整備などによる土砂災害軽減対策が実施されている。
- ・避難予警報システムの中心である土砂災害の発生予測は山・崖崩れ、土石流の発生は不確定要因に支配されることが多く、発生降雨条件をいかに的確に予測できるかが課題である。
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）が有効に機能するためには、土砂災害事象に関する技術的な課題を究明し、これらの情報の共有に努めるとともに土砂災害警戒区域や特別警戒区域における土地利用の在り方について行政と地域住民が一体となって検討することが必要である。
- ・構造物を用いた土砂災害防止軽減対策の実施に当たっては、好ましい流域流砂系を創造することを念頭に置いた対策を推進する。
- ・尊い人命の損傷を最小限にとどめるために避難予警報システムの整備・充実を図る。
- ・住宅や道路などの保全対象の有無に関わらずハザードマップを整備し、情報提供を行う。また、これに基づいて土砂災害警戒区域および特別警戒区域を指定し、土地

利用規制が自ずから働くようにする。

#### 4 - 2 利水と河川利用

##### ( 1 ) 利水

利水に対する基本的な考え方の転換

- ・ これまでは、川・湖沼を水の供給源として考え、水を使いたいだけ使う生活様式への対応や、渇水による被害を出来るだけ少なくすることを前提に、琵琶湖の開発やダムなどによる水資源開発が進められた。
- ・ 一方で地球環境問題の影響、近年の少雨傾向などによる、水の供給能力の不安定化が懸念されている。
- ・ このため、水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。
- ・ 現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法となっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる。それぞれの想定について、内容の妥当性、整合性などを充分見極める必要がある。場合によっては、想定方法の統一・見直しといったことを実施し、節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式としていく必要がある。また、予測の方式・内容を公開し、関係住民の合意を得ることが必要である。
- ・ 今後は、ライフスタイルの転換誘導による消費量の軽減、再利用の促進などの水需要マネジメント、安定化・分散化・安全性等を考慮した水源の確保の検討、雨水の利用促進とその利水・治水効果の予測、水の使用実態の把握と水利権の見直しなどを行っていくべきである。
- ・ また同時に、渇水に強いしたたかな街づくりを目指して、異常渇水時や災害時への対応（井戸、ため池など身近な水を貯める、利用する、病院等への水の確保等の対応）を行い、渇水時の危機管理の検討を行うべきである。

住民意識の変革

- ・ 流域の大半の住民は渇水被害の経験が少なく、市民の危機意識が希薄になってきている。
- ・ 一方で、今後の水需要管理の導入には、住民の意識の変革と生活様式の見直しが重要であるため、節水行動の呼びかけ、節水型社会への誘導策の検討を行うべきである。

安全な水質への配慮

- ・ 淀川水系は上流で取水された水が浄化され、水系に戻される。下流ではその水を取水し利用するという繰り返し利用が行われている。水質面では微量有害物質や環境ホルモン、水質事故などによるリスクが懸念される。

- ・ 1700 万人の飲料水を供給している淀川水系は、量の確保だけでなく、水質の確保にも重点を置くべきである。
- ・ 今後は、供給量だけでなく水質・安全性も重視した利水計画を検討する。河川、湖沼内に流入する化学物質の監視強化、水質事故の防止などの実施を検討する。

#### 生態系との関連の検討

- ・ 人間生活を優先した利水は、川から大量に水を取り、従来 of 川の水量や水位の変動を人間に都合の良いように変え、その結果、生物の生息環境に大きな影響を与えてきた。一方で、河川構造の改変や人間中心の利用により、本来、川が持っていた植生や砂による自然浄化機能は低下している。
- ・ このため、今後は、河川の維持用水の確保、生態系に配慮したダム管理の導入など、生態系との関連を考慮した水需給のあり方を検討すべきである。また、流域全体の自然浄化能力の向上を目指して、水辺の植生の復活、湿地・内湖の保全などを検討すべきである。

### ( 2 ) 水域利用

- ・ 水上バイク等による無秩序な水面利用により、川本来の機能にダメージを与えている。
- ・ 水域は流域全体の共有財産として尊重すべきであり、安全性、騒音、事故などを考慮し、適切な利用を図る。
- ・ このため、独占的・排他的使用の制限（自由使用の原則の見直し検討）適切な利用のための規制の検討（水上バイクの排出基準、機器対策の誘導）を含めた水域利用のためのルールづくりを行う。
- ・ また、泳げる川の復活を目指して、水質の改善や水辺の回復などを行う
- ・ 舟運についても検討を行う

### ( 3 ) 高水敷利用

- ・ 高水敷は整地され、多くの人工の構造物で覆われ、そのことにより川の自然は失われ、川本来の機能にダメージを与えている。
- ・ 一方で、年間数百万人に上る多くの利用者がグラウンドや公園を利用しており、それらのニーズと、川本来の機能の回復とのバランスが課題となっている。
- ・ 基本的には、川らしさを生かした利用、すなわち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う。
- ・ また、利用にあたっては、河川の環境（水質、生態系、景観等）にインパクトを与えない、あるいは最小化することを基本として、持続可能な利用が可能であるような手法を用いることとする。

#### 4 - 3 環境

##### ( 1 ) 水量・水質

清浄で安全な水質の確保

- ・「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」のライフスタイルは、汚濁物質を安易に川に流すという状況を作り出し、水質の悪化を招いただけでなく、川が汚水を海へ流し込む“排水路”へと変えられた。
- ・全般的には水系の水質は改善しているが、環境ホルモン、微量有害物質等による河川の水質のリスクはむしろ増大している。また、CODなどの従来の科学的な水質指標では流域住民から見た水質の実感、生態系の視点からの水質のあり方などのチェックが十分でないため、例えば人間の感覚にあった水質指標や魚類の生育に適した水環境を評価するための新たな水質指標などの検討が求められている。
- ・このため、安全な水を育む水系を目指して、河川に入る以前の汚濁負荷の軽減（農薬の規制等）、微量有害物質への対応等を行う。

川本来の水量と水位の変化の回復

- ・治水・利水を優先させた水位管理は、季節的な変動の減少・安定化を招いた。過度にコントロールされた水量・水位は、生物の生息環境に影響を与えている。
- ・このため、治水・利水主体の水位管理に加えて、環境面なども含めた水位管理を導入し、川本来の水量と水位の変化の回復を目指す。例えば、ダム、湖沼等の水位管理や、取水量の見直しなどを行う。また、流域全体の健全な水循環の形成の観点から森林の保全・育成、地下水等を含む水循環の調査・データの蓄積を行う。

##### ( 2 ) 生物の生育・生息環境

- ・コンクリートの護岸に覆われ、人工的な構造に変えられた川からは、生物の生息域、瀬や淵などの変化に富んだ水辺、自然の脈動を感じさせる水位の変化などが失われていった。
- ・高くなった堤防は川と流域との横断方向の連続性を阻害し、堰やダム等の構造物が魚の遡上を阻み、縦断方向の連続性を遮断した。過度にコントロールされた水位は河川敷の冠水面積・頻度を減らした。また、流入する汚濁物質などにより、水質や底質は悪化していった。
- ・これらにより、生物の棲む場所が減少し、生態系の変化が起こっている。
- ・このため、横断方向・縦断方向の連続性の確保（海～川～森、本川～高水敷～堤内）と自然のリズムのあった水量・水位・土砂移動の回復を基本方向として、今後の整備を考えていくべきである。
- ・また、川と流域との生態系の連続性の確保の観点から、流入河川（中小の支川、小河川、用水路等）の自然の保全・復元を行うこととする。

- ・ 今後は、生態系に配慮した河川構造の改良（魚道の設置、高水敷の切り下げ、自然の土の護岸等）、生物の生息域の拡大・生息環境の保全を目指した多様な水環境の回復と水辺の復元（ワンド、瀬・淵等の整備、内湖や湿地の保全・再生）、ダム・堰等の管理の見直しなどを検討する。また、有害な外来種対策についても検討する。

### （３）良好な自然景観の保全・回復

- ・ 画一的な河川整備と流域の都市化の進展により、淀川らしい景観が喪失している。また、河川への意識やモラルの低下により、キャンプ等のレジャー客が捨てるゴミ、河川敷、河道内へ不法投棄されるゴミの問題が生じている。
- ・ このため、河川の周辺地域とのマッチングを図るとともに、ゴミ・不法投棄・不法占拠等の排除、樹林帯・河畔林の保全・復活、不法投棄等の取り締まりの強化等を行い、自然景観の保全・回復を行うべきである。

### （４）河川形状

- ・ 上流ダム群などによる河川への土砂供給の減少、河道改修に伴う河道の固定化、直線化が起こっている。これにより、変化に富んだ河川形状、河相の変化が少なくなっている。
- ・ 好ましい河相（一定の幅で河相が変動する河川）の復元のため、ダム等で遮断された流砂系の回復を図る。

### （５）環境啓発

- ・ 川と人とは遠ざけられ、人々の川への意識が薄らいでいった。川の環境を良くしていくためには、このような１人ひとりの意識を変えて行くことが必要である。また、次世代を担う子供達への教育は重要である。
- ・ このため、河川への意識の回復を目指し、望ましい河川環境の創造に向けての啓発運動を進めて行く。例えば、市民活動、あるいは学校教育の中での河川環境学習に対する支援、望ましい河川環境を理解するための図書などの出版等が考えられる。

## 4 - 4 河川整備、維持管理における総合的対応

- ・ 前節までに述べてきた治水、利水、利用、環境の考え方は、それぞれ、個々に述べてきたが、河川整備を考えるにあたっては個々に考え、整備を行っていくのではなく、相互の関係、バランスや優先度を地域の特性や住民の意見を踏まえつつ、総合的に対応することが重要である。
- ・ また、事業の実施にあたっては、どこから行うべきかの優先順位を総合的に判断し、明確にしていくとともに、ハード的な対策もソフト的な対策も含めて、考えていく

ことが重要である。

## 5 . 計画策定のあり方

### 5 - 1 策定過程での住民意見の反映

#### ( 1 ) 住民の意見の反映

計画策定に当たっては、様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。その際の意見聴取方法については、例えば、回数制限、時間制限を設けない、行政側の回答義務を設ける、地域の女性、高齢者、子供などの声も聞く、などが上げられる。また、聴取だけでなく、計画に関する情報の提供を行う必要がある。

#### ( 2 ) 関係行政機関等の意見の反映

計画の策定段階においても、関係行政機関の意見を参考として踏まえ、計画を策定する。

### 5 - 2 代替案設定とその多面的評価

施策、事業を設定する際には可能な限り、複数の代替案を設定し、効果とコスト、環境への影響、社会的影響、実現可能性など複数の評価軸から多面的に検討する。

### 5 - 3 計画策定に関する情報の包括的提示

現状と課題、代替案の設定とその評価結果などの計画策定に関する情報を、包括的に提示する。

### 5 - 4 維持管理のあり方

計画段階での、維持管理まで含めた事業の検討、不確実性を前提とした管理の手法の導入、管理のための人材育成、住民との連携を含めた管理のあり方を検討する。



## 6 . 整備計画推進のあり方

### 6 - 1 情報の共有とパートナーシップ

#### ( 1 ) N P Oとのパートナーシップ、地域に密着した組織との連携

整備計画の推進にあたっては、N P Oや地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。また、それらの組織に河川に関する情報を積極的に提供するだけでなく、それらの組織から情報や意見が上がってくるような仕組みを検討する。

#### ( 2 ) 市民の情報、知恵等の活用

例えば、日常的に川にかかわっている住民の持つ川の情報を生かしたり、地域の住民が持つ知恵を出し、河川の整備に役立てていくための仕組みづくりを行う。

#### ( 3 ) 関係省庁との連携

農業、漁業、林業、都市計画、河川管理など、縦割りから相互に連携した総合的に取り組み行えるような仕組みづくり、働きかけを行う。また、水の流れにより流域はつながっているため、市町村あるいは県管理区間の河川の整備計画との整合ある形で進める。

### 6 - 2 流域(管理)委員会等の設置

関連する行政分野の横断的連携のため、また、多様な主体が参画する総合的な流域管理のため、関係省庁・部局、自治体、利用者、流域住民などからなり、法的位置づけと河川管理に関する決定権限等を持つ、流域(管理)委員会の設置を検討する。

また、地域の住民に一定の権限と義務を付与した流域住民による流域センターなどの組織の設立、地域環境マネージャーや河川レンジャーなども検討する。

### 6 - 3 実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理

計画の推進状況をチェックし、改善を行っていく仕組みを検討する。また、事業の実施結果を常にモニタリングし、その効果や周辺への影響の把握、それにもとづく事業の推進の可否、実施方法の検討などを行う。全体の経過は一定の期間ごとに公開され、行政と住民が問題点とその改善を理解し、共有することで、お互いに知識と経験を蓄積し、次世代へ川・水・自然環境への取り組みを伝え、その継続をはかる。